

毎週月、水、金曜日発行

# 富 山 県 報

平成29年11月22日

水 曜 日

第 4282 号

## 目 次

<b>告 示</b>	
○救急病院の認定	1
<b>公安委員会規程</b>	
○富山県公安委員会の事務の専決に関する規程の一部を改正する規程	
<b>公 告</b>	
○公共測量の実施	3
○県有財産に係る一般競争入札の実施	4

## 告 示

### 富山県告示第457号

救急病院の認定について

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として、次のとおり認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成29年11月22日

富山県知事 石 井 隆 一

名称	所在地	開設者	認定有効期間
医療法人財団正友会中村記念病院	氷見市島尾 825番地	医療法人財団正友会	自 平成29年12月1日 至 平成32年11月30日

## 規 程

富山県公安委員会の事務の専決に関する規程の一部を改正する規程を次のように定め、公布する。

平成29年11月22日

富山県公安委員会委員長 久 和 進

## 富山県公安委員会規程第 2 号

富山県公安委員会の事務の専決に関する規程の一部を改正する規程

富山県公安委員会の事務の専決に関する規程（昭和61年富山県公安委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表道路交通法（昭和35年法律第 105号）の項中第 104号を第 109号とし、第88号から第 103号までを 5号ずつ繰り下げ、同項第87号中「講習通知」を「講習の通知及び同講習に係る他の公安委員会への移送手続き」に改め、同号を同項第92号とし、同項第86号中「通知」の次に「及び同講習に係る他の公安委員会への移送手続き」を加え、同号を同項第91号とし、同項中第85号を第90号とし、第73号から第84号までを 5号ずつ繰り下げ、第72号を削り、第71号を第77号とし、第70号を第76号とし、同号の前に次の 1号を加える。

75 第 104条の 2 の 2 第 1 項の規定による再試験に係る免許の取消し、同条第 3 項の規定による取消しに関する他の公安委員会への処分移送通知書の送付及び同条第 7 項の規定による他の公安委員会への処分の通知

別表道路交通法（昭和35年法律第 105号）の項中第69号を第74号とし、第68号を第73号とし、第67号を削り、第66号を第67号とし、同号の次に次の 5号を加える。

68 第 101条の 7 第 1 項の規定による臨時認知機能検査の実施及び同条第 2 項の規定による臨時認知機能検査の通知

69 第 101条の 7 第 4 項の規定による臨時高齢者講習の実施及び同条第 5 項の規定による臨時高齢者講習の通知

70 第 102条第 1 項から第 5 項の規定による臨時適性検査の実施及び同条第 6 項の規定による臨時適性検査の通知

71 第 102条第 1 項から第 3 項の規定による診断書提出命令に関すること

72 第 102条第 1 項から第 4 項の規定による者に係る他の公安委員会への通報  
別表道路交通法（昭和35年法律第 105号）の項中第65号を第66号とし、第60号から第64号までを 1号ずつ繰り下げ、同項第59号中「適性検査の実施及び同条第 3 項」を「質問票の交付、同条第 3 項の規定による適性検査の実施及び同条第 4 項」に改

め、同号を同項第60号とし、同項第58号中「適性検査の実施及び同条第5項」を「質問票の交付、同条第5項の規定による適性検査の実施及び同条第6項」に改め、同号を同項第59号とし、同項中第57号を第58号とし、第56号を第57号とし、同号の前に次の1号を加える。

56 第99条の7第1項の規定による指定自動車教習所の設置者又は管理者に対する適合命令及び同条第2項の規定による監督上必要な命令

別表道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）の項第3号中「第32条の2」の次に「、第32条の3、第32条の3の2」を、「中型自動車」の次に「、準中型自動車」を加える。

別表道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）の項中第13号を削り、第14号を第13号とし、第15号を第14号とし、第16号を第15号とし、第17号を第16号とし、第18号を削り、第19号を第17号とし、第20号から第26号までを2号ずつ繰り上げる。

別表富山県道路交通法施行細則（昭和47年富山県公安委員会規則第2号）の項中第20号を削り、第21号を第20号とする。

## 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

## 公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局黒部河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成29年11月22日

富山県知事 石 井 隆 一

### 1 作業種類

公共測量（航空レーザ測量）

### 2 作業期間

平成29年10月25日から平成30年2月15日まで

## 3 作業地域

富山県黒部市の一部

## 県有財産に係る一般競争入札の実施

県有財産の売却について、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 6 第 1 項の規定により公告します。

平成29年11月22日

富山県知事 石 井 隆 一

## 1 入札に付する物件

入札物件の所在地	樹種	本数	立木材積	口数
富山県富山市	スギ	1,810本	1855.720立方メートル	1口
八尾町大道	ヒノキ	652本	544.544立方メートル	
県営林	計	2,462本	2,400.264立方メートル	

## 2 入札口数 1口

## 3 入札方法 出場入札

## 4 入札に参加する者に必要な資格

富山県内において木材（素材（薪炭用材及びきのこ生産原木を除く。）、製材、特殊用材（集成材等）及び木材チップ）の生産又は販売を業とする者としてします。ただし、地方自治法施行令第 167条の 4 第 1 項に規定する一般競争入札に参加することができない者又は同条第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後 3 年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者は、入札に参加できません。

## 5 入札心得書及び契約条項を示す日時及び場所

## (1) 日時

平成29年11月22日（水）から同年12月14日（木）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

## (2) 場所 富山市新総曲輪1番7号

富山県農林水産部森林政策課森林整備班

電話番号 076-444-3386 (直通)

## 6 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、原則として、銀行が振り出した富山市内を支払場所とする小切手により 300,000円を入札保証金として入札執行日の受付時間内に納めなければなりません。
- (2) 落札者が納付した入札保証金は、契約を締結した後に還付します。落札者以外の者が納付した入札保証金は、開札終了後、速やかに還付します。

## 7 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 受付時間 平成29年12月15日(金)午前10時15分から午前10時55分まで  
指定の受付時間を厳守願います。指定の受付時間に出場がなかった場合は、入札を棄権したものととして取り扱います。
- (2) 入札に参加する者に必要な資格の確認  
受付時間内に富山県木材組合連合会の発行する木材業者等登録証の写し又は過去2年以内の富山県内における営業実績を証する書類(決算書、木材取引に係る契約書の写し等)を提出してください。
- (3) 入札及び開札の日時 平成29年12月15日(金)午前11時00分
- (4) 場所 富山市新総曲輪1番7号 富山県庁東別館1階入札室

## 8 入札の無効に関する事項

富山県会計規則(昭和62年富山県規則第17号)第94条及び別に定める入札心得書第7条に該当する入札並びにこの公告に違反する入札は、無効とします。

## 9 入札書記載上の留意事項

- (1) 入札は通算2回まで行うので、入札書2部を準備してください。
- (2) 入札書は別に定める入札心得書の所定の様式を使用してください。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格としますので、入札者は消費税及び地方消費税の課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載願います。

## 10 現地下見案内

- (1) 現地下見案内に参加を希望する場合は、平成29年11月28日（火）までに(2)に連絡のうえ、(3)の集合場所に集合してください。
- (2) 連絡先 富山農林振興センター森林整備課  
電話番号 076-444-4476
- (3) 集合場所 富山市役所室牧公民館  
(富山県富山市八尾町中242)
- (4) 集合日時 平成29年11月29日（水）午後2時00分

#### 11 契約の締結及び代金納付

- (1) 契約締結日は落札決定の通知をした日の翌日から起算して5日以内、立木代金の納付期限は落札決定の通知をした日の翌日から起算して30日以内とし、立木の伐採搬出は代金完納後でなければ着手できないものとします。
- (2) 契約保証金は300,000円とし、契約締結と同時に納付することとします。

#### 12 その他

- (1) 現地下見案内に不参加の者が入札に参加された場合でも、現地下見案内における各種事項について、すべて了知されているものとみなします。
- (2) 入札の執行に当たっては、この公告のほか、地方自治法、地方自治法施行令及び富山県会計規則の定めるところによります。

#### 13 問い合わせ先

富山市新総曲輪1番7号

富山県農林水産部森林政策課森林整備班

電話番号 076-444-3386（直通）